

那須塩原市農業委員会

第 1 5 回総会議事録

平成 3 0 年 9 月 2 5 日 (火)

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：平成30年9月25日(火) 午後1時30分～ 午後2時8分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所 300会議室

3. 出席委員：19名

会長	15	君島 良一	委員	11	藤田 一郎
会長職務代理者	3	加藤 拓央	〃	12	渡邊 透
委員	1	松本 忠太	〃	13	人見 二三夫
〃	2	島田 晴子	〃	14	大田原 重夫
〃	4	三本木 直人	〃	16	大根田 昇
〃	6	辻野 京子	〃	17	稲垣 政一
〃	7	竹村 文祥	〃	18	木村 孝子
〃	8	益子 丈弘	〃	19	室井 孝美
〃	9	伊藤 順久	〃	20	石崎 清
〃	10	金田 廣衛			

4. 欠席委員：藤田利男委員

5. 議事録署名人の指名：8番 益子 丈弘委員、9番 伊藤 順久委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 3) 議案第3号 非農地証明願いについて
- 4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について

7. 出席事務局職員

事務局長	久留生利美	農地係長	新巻昭美
局長補佐兼農政係長	金子 嘉	農地係主事	田端政則

8. 傍聴人：なし

《会議内容》

事務局長 皆さんこんにちは

それでは、那須塩原市農業委員会第15回総会の開会に先立ち、会長からご挨拶を頂きます。

君島会長 《挨拶》

事務局長 総会の議長につきましては、那須塩原市農業委員会総会規則第5条の規定に従いまして、会長が務めることとなります。

よろしく願いいたします。

《開会のブザー》

議長 ただ今より、那須塩原市農業委員会第15回総会を開会いたします。

本日は、藤田利男委員より欠席する旨の届出を受けております。在籍委員20名、出席委員は19名過半数となりますので、総会は成立していることを報告いたします。

次に「議事録署名人の指名」を行います。

議事録署名人は、那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。

総会規則に基づき議長が指名することをご異議はございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議席番号8番 益子丈弘委員、9番 伊藤順久委員を指名いたします。それでは議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番及び2番について、益子丈弘委員の報告を求めます。

益子丈弘 委員 議案第1号、番号1番について、調査結果を報告いたします。

農地を売買する申請でございます。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。

調査は9月19日、午前9時頃より、申請地において申請人と代理人から行いました。

申請地は、数ヶ室自治公民館から南へ約1キロメートルに位置しております。

売買する理由といたしましては、高齢となり家族も経営が難しいとの事で、以前より隣接地で意欲的に取り組む譲受人に託すのが良いと思い今回の申請に至りました。

譲受人の経営状況でございますが、水稻約や野菜などを作付けて意欲的に取り組んでおります。

申請地の耕作予定でございますが、引き続き水稻を作付するとの事でございます。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実でございます。

また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。

番号1番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

続きまして、番号2番について、調査結果を報告いたします。

農地を売買する申請でございます。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は、それぞれ議案書記載のとおりでございます。

調査は9月20日、午前11時20分頃より、申請人宅において申請人から行いました。

申請地は、石田坂公民館から北西へ約800メートルに位置しております。

売買する理由といたしましては、経営が高齢となって難しくなって来た為に以前より隣接地で

意欲的に取り組む譲受人に託すのが良いと考え申請に至りました。

譲受人の経営状況でございますが、酪農を中心に水稻等も経営する模範的な農家です。

申請地の耕作予定でございますが、水稻、デントコーンを作付するとの事でございます。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実でございます。

また、農地法第3条第2項各号にも該当しないことも確認いたしました。

番号2番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

次に番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので益子丈弘委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

番号3番について金田廣衛委員の報告を求めます。

金田廣衛 委員 議案第1号、番号3番について、調査結果を報告します。

農地を売買する申請です。

譲渡人・譲受人・地番・地目・面積は議案書記載のとおりです。

調査は9月24日、午前10時頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市立南小学校より南へ1.5キロメートルに位置しております。

売買する理由としては、譲受人が以前購入した農地の隣接になりますが、購入した農地の進入路が狭く困っていたところ、隣接農地の譲渡人から売買の話があり今回の申請に至ったとの事です。

譲受人の経営状況は、以前購入した農地と併せて5,600アール耕作しております。

申請地の耕作予定は、大麦と野菜を作付する予定です。

調査の結果申請地は、今後も引き続き耕作される事は確実です。

また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号3番の申請は許可相当と判断いたしましたので、委員各位のご審議をお願いし、調査報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

番号3番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番について藤田一郎委員の報告を求めます。

藤田一郎 委員 議案第2号、番号1番について調査班を代表して報告いたします。

売買により申請地で宅地分譲するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、西三島交差点より北へ約250メートルの所に位置しています。

現地調査は9月20日、午前9時55分頃に行いました。

申請地は都市計画法上の第1種低層住居専用地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、周辺が閑静な住宅街であり、JRなど交通のアクセスも良く住環境も整っていることから今回の申請に至りました。

事業計画は申請地に10区画の宅地分譲する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透池にて処理します。

周囲にコンクリート擁壁を設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので藤田一郎委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。

番号2番、3番及び4番について大根田昇委員の報告を求めます。

大根田昇 委員 議案第2号、番号2番、3番、4番について調査班を代表して報告します。

まず2番について報告します。

使用賃借により申請地へ一般住宅を建築するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は祖母と孫です。

申請地は、JR那須塩原駅より南へ2.5キロメートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前9時30分頃に行いました。

申請地の状況、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分になります。農地転用は原則不許可ですが、既存集落に接続した住宅等の建築は不許可の例外に該当します。

申請に至った経緯といたしましたし、申請人は、現在8人で居住しておりますが、子供も大きくなると手狭になることから、今後の生活を考え住宅を建築しようと計画し、本申請に至りました。

事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容です。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内にて地下浸透処理とします。

隣接農地との間に植栽し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用には問題はないと判断いたしました。

転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

続いて3番について報告します。

使用貸借により申請地を農業用施設用地にするための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

貸人と借人の関係は父と子です。

申請地は、那須塩原市立東原小学校より北へ2キロメートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前11時25分頃に行いました。

申請地は転用に先立ち、農振法上の用途区分が農用地から農業用施設用地に変更されておりますので許可が可能となります。

申請に至った経緯といたしまして、乳牛の頭数が増え堆肥の処理がありますが、処理能力が間に合わないため、堆肥舎、飼料置き場の増設計画に至ったとの事です。

事業計画は申請地に堆肥舎の建築と飼料置場を整備する内容です。

給水の計画はなく、汚水は既存の汚水処理施設にて処理します。

雨水は敷地内に雨水浸透溝を設置して処理します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

続きまして4番について報告します。

賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より北東に200メートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前10時55分頃に行いました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯といたしまして、砂利質で非常に使い辛いいため、砂利採取後基盤整備を施し農地に戻す計画のため、本申請に至ったとの事です。

事業計画は1年間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲には防護柵を設置し事故の発生を未然に防止します。

法で定められた保安距離を設け、必要に応じて散水を行い、粉じんの発生を防止します。

埋戻しは自社の還元土石にて行います。

周辺は農地がありますが砂利採取中も隣接の農地に影響が出ない事業計画となっています。

栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあります。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

まず番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。

次に番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については許可することに決しました。

次に番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので大根田昇委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号5番について三本木直人委員の報告を求めます。

三本木直人 委員 議案第2号、番号5番について調査班を代表して報告いたします。

賃借により申請地において砂利採取をするための一時転用申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、戸田調整池より北東へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前11時10分頃に行いました。

申請地は周辺農地の広がり10ヘクタール未満となる区域内にあるので第2種農地区分となります。農地が復元される一時転用は許可が可能となります。

申請に至った経緯は、申請地は現状表土が砂利混じりで農機具の破損が著しいため、表土を埋戻し材として利用し仕上げの表土は、洗浄施設内還元土砂で行い、堆肥等を搬入混合し良質な土としたいと考え今回の申請に至りました。

事業計画は1年間の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。

周囲にロープ等を設置し事故の発生を未然に防止します。

法で定められた保安距離を設け、安定勾配での掘削・堆積を行い、土砂の流出を防止します。

埋戻しは、採取表土及び自社の還元土石にて行います。

隣接に農地はありますが砂利採取中も隣接の農地に影響が出ない事業計画となっています。

栃木県陸砂利採取業協同組合の農地復元保証もあります。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号5番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号5番については許可することに決しました。

次に番号6番について伊藤順久委員の報告を求めます。

伊藤順久 委員 議案第2号、番号6番について調査班を代表して報告いたします。

売買により申請地に一般住宅を建築するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、那須塩原市三島ホールより東へ約350メートルに位置しています。

現地調査は9月20日、午前10時15分頃に行いました。

申請地の立地状況としては、申請地は都市計画法上の第1種低層住居専用地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯としては、申請地は、住居専用地域でもあり環境も良い事から、安心して生活できると思い、本申請に至りました。

事業計画は申請地に一般住宅を建築する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透池にて処理します。

周囲は隣接地の塀等に囲まれており、土砂及び雨水の流出はありません。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

報告が終わりました。

議長 番号6番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので伊藤順久委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については許可することに決しました。

番号7番について三本木直人委員の報告を求めます。

議案第2号、番号7番について調査班を代表して報告いたします。

三本木直人 委員 売買により申請地で宅地分譲するための申請です。

譲渡人・譲受人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、ハローワーク黒磯から北西へ約700メートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前10時5分頃行いました。

申請地は都市計画法上の第1種低層住居専用地域及び第1種住居地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯ですが、申請地は受託外として今後の発展が大いに期待でき、住宅需要が見込まれる地域ですので、土地の有効利用を図り、今回の申請に至りました。

事業計画は申請地に30区画の住宅用地を分譲する内容となっています。

上・下水道は市の施設を利用し、雨水は敷地内雨水浸透溝にて処理とします。

周囲にL型擁壁とコンクリートブロックを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断いたしました。

議長 報告が終わりました。

まず番号7番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので三本木直人委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。

続いて番号8番、9番及び10番について金田廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛 委員 議案第2号、番号8番、9番10番について続けて調査班を代表して報告します。

賃借により申請地において残土置き場とするための一時転用申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、ハローワーク黒磯から北西に670メートルの所に位置しています。

現地調査は9月19日、午後10時10分頃に行いました。

申請地は、都市計画法上の第1種低層住居地域内にあるので、第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、隣接地宅地分譲に伴う一時的な残土置き場です。申請地が分譲施行の工程費用、隣接の影響が最善と考えし本申請に至りました。

事業計画は、3年間の賃借権により申請地を残土置き場とする計画です。

給排水の計画はなく、雨水は排水勾配を確保し敷地内にて地下浸透処理します。

現地を確認した結果、隣接に農地はありますが、転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班とも許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

続きまして、番号9番について調査班を代表して報告します。

地上権の設定により申請地に太陽光発電設備を設置するための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、JR那須塩原駅より南へ約1.5キロメートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前9時35分頃に行いました。

申請地は都市計画法上の工業専用地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、今まで工場用地として貸していたが、この度太陽光発電設備の設置となり、一部農地である事が判明した為、本申請に至ったとの事です。

事業計画は申請地にソーラーパネル92,790枚とパワーコンディショナー30台を設置し太陽光事業を行う予定です。年間発電量は、3万2千972MWhを見込んでいます。

給排水の計画はなく、雨水は調整池設置し処理後熊川へ放流及び敷地内にて地下浸透処理とします。周囲にフェンスを設置し、土砂及び雨水の流出を防止します。

現地を確認した結果、申請農地の隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

続きまして、番号10番について調査班を代表して報告します。

賃借により申請地を駐車場にするための申請です。

貸人・借人・土地の所在・地目・面積・転用事業の概要は議案書記載のとおりです。

申請地は、栃木県立黒磯高等学校から北西に250メートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前10時25分頃に行いました。

申請地は都市計画法上の近隣商業地域内にあるので第3種農地区分となり許可の対象となります。

申請に至った経緯は、病院増設に伴い、職員・看護婦も増員し駐車場が手狭となり本申請に至りました。

事業計画は既存駐車場を拡張する内容となっています。

給排水の利用はなく、雨水は雨水浸透槽にて処理します。

現地を確認した結果、隣接に農地はなく転用に問題はないと判断しました。

地元調査員・調査班ともに許可相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終ります。

議長 報告が終わりました。

まず番号8番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

次に番号9番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号9番については許可することに決しました。

次に番号10番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので金田廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号10番については許可することに決しました。

次に議案第3号「非農地証明願いについて」を議題といたします。

番号1番、2番及び3番について人見二三夫委員の報告を求めます。

人見二三夫 委員

議案第3号、番号1番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は黒磯駅から南西へ約300メートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前9時15分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号2番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は黒磯図書館から北西へ430メートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前10時20分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明書・空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議案第3号、番号3番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地はハローワーク黒磯から北西に740メートルに位置しています。

現地調査は9月19日、午前9時55分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地及び宅地への道路となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋全部事項証明書及び空中写真が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

まず番号1番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので人見二三夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に番号2番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので人見二三夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に番号3番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので人見二三夫委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号3番については証明することに決しました。

番号4番について木村孝子委員の報告を求めます。

木村孝子 委員 議案第3号、番号4番について調査班を代表して報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出人・願い出地の所在・地目・面積・利用状況は議案書記載のとおりです。

願い出地は那須塩原市立南小学校から南東へ約2キロメートルに位置しています。

現地調査は9月20日、午前9時35分頃に行いました。

願い出地の現況は宅地への進入路となっており、20年以上耕作されていなかったことを証する書類として、家屋評価証明書が添付されています。

証拠書類と現地を確認した結果、願い出地を農地に復元することは困難であり、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員・調査班ともに非農地証明願いは証明相当として委員各位のご審議をお願いし、報告を終わります。以上です。

議長 報告が終わりました。

番号4番について質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので木村孝子委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号4番については証明することに決しました。

次に議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるとなっていることから協議があったものです。

議案書8ページから10ページが「利用権設定関係」の案件で12件、合計面積は70,763平方メートルとなります。続いて11ページが「所有権移転関係」の案件で2件面積は40,121平方メートルとなります。調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われまます。以上でございます。

議長 説明が終わりました。

このことについて質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので事務局説明についてご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、議案第4号は事務局提案のとおり決定することに決しました。

以上で全ての議案が終了いたしました。

慎重審議いただきありがとうございました。

これもちまして、那須塩原市農業委員会第15回総会を閉会いたします。

本議事録が正確であることを証するため、ここに署名する。

議事録署名人

8 番

9 番
